

令和 8 年度神栖市乳児等通園支援事業
(こども誰でも通園制度) 実施事業者
募集要領

令和 7 年 1 0 月
神栖市福祉部福祉事務所
こども局こども政策課

目次

第1	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について	
1	目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2	事業内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3	提供内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
4	単価及び加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
5	こども誰でも通園制度総合支援システム・・・・・・・・	5
6	留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
第2	公募について	
1	応募資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
2	スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
3	質疑・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
4	質疑回答・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
5	提出書類及び部数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
6	募集期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
7	提出方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
8	事業者の選定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
9	認可申請の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
10	確認申請の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
11	留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
12	事務局・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9

第1 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

1 目的

国が示す保育政策の新たな方向性のひとつである全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進として、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できるこども誰でも通園制度の実施事業者を募集する。

2 事業内容

(1) 開始日

令和8年4月1日

(2) 対象施設・対象事業所

保育所、認定こども園、小規模保育事業及び家庭的保育事業（以下「保育所等」という。）、地域子育て支援拠点事業、企業主導型保育事業、認可外保育施設（「認可外保育施設指導監督基準」を満たさない施設を除く。）、児童発達支援センター等であって、「神栖市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」に定める基準を満たし、適切な事業の実施が可能と判断できる施設

(3) 主な業務内容

①こども誰でも通園制度総合支援システムを用いた利用調整

- ・別添1「こども誰でも通園制度総合支援システム管理者用マニュアル（事業者向け）」
- ・別添2「こども誰でも通園制度総合支援システム利用マニュアル（事業者向け）」

②利用児童の受け入れ（詳細は「3 提供内容」を参照）

③利用するこどもの行動履歴の確認及び利用後の入力

④利用実績の登録及び利用料の徴収

⑤乳児等支援給付費の請求

(4) 実施類型及び実施方法、設備基準、職員基準、定員

別表1のとおりとする。

※一般型乳児等通園支援事業（独立施設）については、令和8年度の事業開始後、市が詳細なニーズを把握した上で、検討する。

※独立施設・・・本事業を実施するための専用の建物

(5) 利用料

利用料は、こども1人につき1時間あたり300円を基本とし、実施事業者が設定した額を利用者から直接徴収する。ただし、減免区分に該当する世帯においては、2（6）のとおりとする。

なお、利用料に加え、給食費やおやつ代、その他実費徴収を要する費用を徴収する場合は、実施事業者において初回面談時に保護者に説明の上、書面にて同意を得る形式とする。

(6) 利用料の減免

利用料の減免については下表のとおりとする。

【利用料が300円の場合】

区分	こども1人につき1時間あたり
生活保護世帯	0円（全額免除）
市民税非課税世帯	60円（8割減免）
市民税所得割合算額が77,101円未満の世帯	90円（7割減免）
要支援・要保護のこどもがいる世帯	150円（5割減免）

(7) キャンセルポリシー

神栖市が定めるキャンセルポリシーを遵守し、適切に対応することとする。なお、実施事業者において初回面談時に保護者に説明の上、書面において同意を得る形式とする。キャンセルポリシーは、別途お示しする。

3 提供内容

項目	内容
利用対象	本市に住所を有し、保育所等、幼稚園及び企業主導型保育事業所に通っていない0歳6か月から満3歳未満（3歳の誕生日の前々日まで）のこども（利用日時点を基準とする）
利用可能枠	こども1人につき月10時間まで （前月の未利用分について翌月への繰り越しは不可。）
開所日	月曜日から金曜日のうち1日以上
時間枠	・午前又は午後で区切る（2～4時間） ・保護者の自由選択（開所時間内等） 上記は設定の一例であり、施設の状況に応じ、自由な設定が可能。
利用方法	・定期利用：利用施設、月、曜日、時間帯等を固定した利用方法 ・柔軟利用：利用施設、月、曜日、時間帯等を固定しない利用方法 柔軟利用は、利用施設が変更するごとに事前面談が必要。
食事の提供	・提供する（自園調理、外部搬入（※1）、弁当持参） ・提供しない 施設の状況に応じ、自由な設定が可能。
親子通園	慣れるまで時間がかかる等こどもへの対応として、親子通園の実施を可能とする。ただし、親子通園を利用の条件にしてはならない。
特別な支援	本制度は、全てのこどもの育ちを支援することを目的としている。このため、障害の有無等に限らず、提供体制の整備が求められる。事前面談

	による十分な聞き取りをすること。
--	------------------

(※1) 実施事業所に外部搬入を行うことができる者の要件

- ・実施事業所と一体的に運営されている保育所や認定こども園等
- ・実施事業者と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業所若しくは事業所内保育事業、社会福祉施設、医療機関等

ただし、神栖市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条の規定により、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならないこととする。

4 単価及び加算

こども1人につき1時間あたりの単価及び加算は令和7年度事業の単価で下表のとおりである。令和8年度における乳児等支援給付費については、現時点で国から正式に示されていないため、今後変更の可能性がある。

(1) 単価

年齢	単価
0歳児	1,300円
1歳児	1,100円
2歳児	900円

(2) 加算

項目	加算
障害児	400円
医療的ケア児	2,400円
要支援家庭のこども	400円

5 こども誰でも通園制度総合支援システム

- ・こども家庭庁が運用するこども誰でも通園制度総合支援システムを活用すること。
- ・こども誰でも通園制度総合支援システムのマニュアル等を参照すること。
- ・インターネット環境が整備されていること。また、管理者と担当者でそれぞれアカウントを発行するため、2つ以上のメールアドレスを備えていること。

6 留意事項

(1) 非常災害対策

①非常災害計画

非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように務めること。

②避難訓練実施計画

少なくとも毎月1回避難及び消火に関する訓練を実施できるように実施計画を立て、避難訓練録に記録すること。

既に非常災害計画や避難訓練実施計画を定めている施設は、乳児等通園支援事業の実施に伴い必要となる内容を追記すること。

(2) 安全管理

①安全計画

利用乳幼児の安全の確保を図るため、設備の安全点検、事業所外での活動、取組等を含めた日常生活における安全に関する事項についての計画を作成すること。

また、職員に対し、安全計画を周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施すること。保護者への安全計画に基づく取組の内容等を周知し、定期的に安全計画の見直しを図ること。

なお、安全計画の作成等においては、「保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について（令和4年12月15日付厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）」を参照すること。既に安全計画を定めている施設は、乳児等通園支援事業の実施に伴い必要となる内容を追記すること。

②事故防止及び報告

事故の発生を防止するための取組として、「教育・保育施設における重大事故防止及び発生時の対応ガイドライン（平成28年3月）」を参照し、職員間で共有すること。

万が一、事故が発生した場合は、利用児童の処置を最優先とし、速やかに神栖市に報告すること。また賠償責任保険に加入すること。特に睡眠中（乳幼児突然死症候群）やプール活動中、水遊び中、食事中（誤嚥やアレルギー）の事故には十分に注意すること。

(3) 苦情対応

保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じること。

(4) 児童の受け入れ

事業者は、利用可能枠の範囲において利用の申し込みがあった場合、利用児童の受け入れをしなければならない。ただし、職員配置や事業者の機能等の正当な理由により受け入れが困難な場合には、その具体的な理由とともに神栖市に報告すること。

(5) 協議事項

本募集要項に記載した内容以外についても当市の指導や助言に対し、迅速かつ誠意をもって対応すること。

(6) 今後の動向

本事業について、現時点で決定していない給付費や今後、変更の可能性もある利用料、単価及び加算額等において、国が示す内容により変更が生じた場合は、適宜対応すること。

第2 公募について

1 応募資格

次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 神栖市内に所在する第1の2(2)の施設であること。
- (2) 神栖市の教育・保育行政を理解し、連携を図れること。また、事業実施にあたり健全な運営が可能であり、国税や地方税において滞納がないこと。
- (3) 児童福祉法第34条の15第3項第1号から第3号に該当する者であること。
- (4) 児童福祉法第34条の15第4号のいずれにも該当しない者であること。
- (5) 役員等が、暴力団による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)との関係を有している者でないこと。
- (6) その他、事業実施にあたり関連する法律において適正が認められないものでないこと。

2 スケジュール

期日・期間	項目
令和7年10月 7日(火)	公募開始(質疑開始)
10月21日(火)	質疑締め切り
10月24日(金)	質疑回答
10月28日(火)	公募締め切り
11月中旬頃	申込書類の審査及び選定、選定結果の通知
12月上旬頃	認可申請の手続き
令和8年1月中旬頃	神栖市子ども・子育て会議への意見聴取
2月中旬頃	認可の通知
2月下旬頃	こども誰でも通園制度総合支援システム事業者登録
3月下旬頃	確認申請の手続き及び確認の通知
令和8年4月1日	事業開始

3 質疑

質疑は、質疑書(様式4)により、「2 スケジュール」に記載のある期日までにメール又は郵送(当日消印有効)で提出し、電話連絡すること。

4 質疑回答

質疑回答は、「2 スケジュール」に記載のある期日までに市のホームページに掲載するため、確認すること。

5 提出書類及び部数

【共通】

- (1) 神栖市乳児等通園支援事業申込書（様式1）
- (2) 神栖市乳児等通園支援事業計画書（様式2）
- (3) 神栖市乳児等通園支援事業収支予算書（様式3）
- (4) 建物の配置図、平面図（各室の有効面積が記載されているもの）

※（1）、（2）、（3）は指定の様式で提出すること。

※（1）から（4）までを各1部提出すること。

【その他】

- ・質疑書（様式4）
- ・神栖市乳児等通園支援事業辞退届（様式5）

6 募集期間

令和7年10月7日（火）から令和7年10月28日（火）

7 提出方法

方法	送信又は提出先	部数	備考
電子	kosodate@city.kamisu.ibaraki.jp	1式	送信後、事務局 TEL まで要電話連絡
書面	事務局所在地	1部	—

※電子及び書面のどちらも提出すること。なお、電子はPDFとする。

※電話受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時までとする。

8 事業者の選定方法

(1) 選定数

選定数は設定しない。ただし、神栖市子ども・子育て支援事業計画（第3期）における乳児等通園支援事業の確保量（利用定員数）を超える申し込みがあった場合、選考を行うことがある。

(2) 選定結果の通知

事業者の選定結果は、全応募者に対し、文書で通知する。なお、選定結果に関する質疑については、一切回答しないものとする。

9 認可申請の手続き

選定された事業者においては、本市の指示のもと、速やかに認可申請の手続きを進めるものとする。なお、認可の可否については、神栖市子ども・子育て会議の審議の上、決定する。

1 0 確認申請の手続き

本事業は、令和8年度から新たに給付化されることに伴い、選定された事業者においては、本市の指示のもと、確認申請の手続きを進めるものとする。

1 1 留意事項

- ・応募に係る一切の費用については、すべて事業者負担とする。
- ・提出書類は、「5 提出書類及び部数」で示す番号順にインデックスを付し、原則、片面印刷、A4版でファイリングをした上で提出すること。なお、提出書類は返却しないものとする。
- ・提出書類に不足がある場合は受付しないため、公募締め切り日までに余裕を持って提出すること。
- ・本事業の全部を第3者に委託することは禁止とする。
- ・本募集要領に定めのない事項に疑義が生じた場合、当市と協議をし、決定する。
- ・神栖市乳児等通園支援事業申込書の提出後に辞退する場合は辞退届（様式5）を提出するものとする。
- ・本要領は、今後の国の動向により変更となる場合があるものとする。

1 2 事務局

神栖市福祉部福祉事務所こども局こども政策課 こども誰でも通園制度担当

郵便番号 314-0121

所在地 茨城県神栖市溝口1746番地1（保健・福祉会館別館2階）

TEL 0299-90-1206

FAX 0299-77-5844

Email kosodate@city.kamisu.ibaraki.jp